

2023年12月22日

各 位

会 社 名 K u d a n 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 項 大 雨
(コード番号 4425 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 中 山 紘 平
(T E L . 0 3 - 4 4 0 5 - 1 3 2 5)

第三者割当てによる第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2023年12月18日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づくグロース・キャピタル株式会社（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第17回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、2023年12月22日（以下「条件決定日」といいます。）付の取締役会決議において発行条件等を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本新株予約権の発行に関する詳細については2023年12月18日付当社プレスリリース「第三者割当てによる第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 決定された本新株予約権の発行条件等の概要

(1) 割 当 日	2024年1月10日
(2) 発行新株予約権数	16,000個
(3) 発 行 価 額	総額3,632,000円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,600,000株（新株予約権1個につき100株）本新株予約権について上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は710円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,600,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	1,884,432,000円（差引手取概算額）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,183円行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の94%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割 当 予 定 先	グロース・キャピタル株式会社
(9) そ の 他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先と合意の上、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において、以下の内容が定められる予定です。 ・ 当社が、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること

	<ul style="list-style-type: none"> 本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であること <p>上記のほか、本第三者割当契約においては、本新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先と合意の上、覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結する予定です。本覚書において、以下の内容が定められる予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 割当予定先は、本新株予約権の割当日から1年を経過した日以降で、終値が下限行使価額を下回った場合には、当社に対し、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、割当予定先が保有する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができること
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	1,896,432千円
本新株予約権の払込金額の総額	3,632千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,892,800千円
・発行諸費用の概算額（弁護士費用、価格算定費用、登記関連費用等）	12,000千円
・差引手取概算額	1,884,432千円

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記関連費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行による資金調達の使途については、以下を予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 製品関連売上の拡大に向けた研究開発・事業投資	1,300	2024年1月～ 2026年12月
② ソリューション事業の拡大に向けた研究開発・事業投資	584	2024年1月～ 2026年12月
合計金額	1,884	—

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、上記①から優先的に充当し、調達額が予定に満たない場合には、借入れ又は手元資金により充当する予定です。一方、調達額が予定より増額となった場合には、上記①及び②に充当する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

① 製品関連売上の拡大に向けた研究開発・事業投資

今後の更なる製品関連売上の拡大に向けては、以下の事業戦略の推進が当社の今後の事業成長において必須と考えております。

すなわち、今期にマッピング・ロボティクス領域中心に大幅な事業拡大を達成した Whale Dynamic 社に対し5億円の成長資金の投資^(※1)を行い、中国以外の欧州・中東等グローバルへの地域展開の拡大、マッピング・ロボティクスから一般乗用車向け自動運転への製品展開の拡大を押し進めてまいります。合わせて、当社と共同での事業開発・研究開発の推進、両社エコシステムパートナーとの連携の強化・共同案件の展開も行い、中長期的な当社ライセンス収入の継続的な拡大を目指してまいります。

加えて、継続した顧客製品化の拡大を進めるため、前期に販売開始したマッピング向け製品向けパッケージに加えてロボット向けの製品向けパッケージの販売を今期中に予定しており、両製品向けパッケージ共に継続的な機能強化を行い、更なる顧客製品化に向けた呼び水としての強化を進めていきます。今期中に予定している日本ドローン、海外ロボット・マッピングメーカー等複数の顧客製品化並びに来期以降の更なる顧客製品化の拡大を着実に進めるため、研究開発体制の強化も進めていきます。

また、各案件の導入拡大・本格普及に向けた進捗を押し進めるため、当社ソフトウェアの機能強化のための技術開発・サポート強化、並びに販売・マーケティング強化のための事業開発強化も進めてまいります。

これらの実現のため、Whale Dynamic 社への出資、研究開発・事業開発チームの毎年3－4名程度の増員等体制強化を含む運転資金に本調達による資金の一部を充当いたします。

② ソリューション事業の拡大に向けた研究開発・事業投資

今後の更なるソリューション事業の拡大に向けては、以下の事業戦略の推進が当社の今後の事業成長において必須と考えております。

すなわち、欧州で展開する自治体・公共インフラ向けのデジタルツイン事業において、現在協議をしている複数の欧州大手設備管理・エネルギー会社等との案件を着実に進め大規模化を実現し、その後の公共・製造業等欧州内での別セクターへの拡大、その他地域へのグローバル展開、更なる潜在的な空間 DX・デジタルツイン市場への展開を目指します。日本で展開する大手通信会社とのスマートシティ向け案件等その他地域でのマッピングソリューション事業の規模拡大及び社会実装にも向けて推進してまいります。

加えて、マッピングに続き、複数種類のロボットが入り交じるスマートファクトリなどの環境で同期的に自己位置推定を行い高度なロボットプラットフォームを実現する、ロボット領域でのソリューション事業の立ち上げも展開し、将来的にはこれらデジタルツイン・ロボティクス・仮

想空間のシミュレーションと現実世界での運用とを融合させるメタバースなど全体を統合したプラットフォームの構築を推進していきます。

こうした事業拡大に向けて、体制強化による幅広いパートナー企業との技術連携・共同事業開発を拡大していくとともに、ソリューション・プラットフォームの拡大による当社の中長期におけるライセンス収入の大幅な拡大を目指します。

これらの実現のため、研究開発・事業開発チームの毎年1-2名程度の増員等体制強化を含む運転資金、開発・業務委託コスト、資本業務提携を含むパートナーとの連携強化のための事業投資に本調達による資金の一部を充当いたします。なお、今後の投資方針については、パートナー企業と連携の枠組みを協議し、その上で資本業務提携を含む連携強化のための投資の可能性について検討していく方針としております。また、現時点ではM&Aは想定しておりません。

(※1) 2023年9月20日付「Whale Dynamic への総額3-4億円の製品ライセンス販売を含む資本業務提携に向けた基本合意書締結のお知らせ」で記載している資本業務提携に基づく、総額5億円の出資を想定しております。なお、2023年11月14日付「Whale Dynamic との製品ライセンス販売契約及び出資契約に関する合意のお知らせ」に記載の出資額4億円はこの一部となります。

3. 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本 顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（発行決議日時点：2023年12月15日、条件決定日時点：2023年12月21日）の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の発行決議日時点の株価（1,183円）、条件決定日時点の株価（1,027円）、当社株式の発行決議日時点のボラティリティ（55.8%）、当社株式の条件決定日時点のボラティリティ（56.0%）、発行決議日時点の予定配当額（0円/株）、条件決定日時点の予定配当額（0円/株）、発行決議日時点の無リスク利率（0.1%）、条件決定日時点の無リスク利率（0.1%）、割当予定先が本新株予約権を行使する際に当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等を含みます。）を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した本新株予約権の評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を227円としました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的であると判断しております。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2023年12月22日を条件決定日としたところ、条件決定日時点の本新株予約権1個当たりの評価額は194円と算定され、当社は、これを参考として条件決定日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となるよう、本新株予約権の1個の払込金額を194円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を227円と決定しました。本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益を害するおそれを回避することを目的とした合理性を有するものであり、本新株予約権の払込金額は、かかる決定方法に基づき、上記のとおり、第三者算定機関における条件決定日時点の本新株予約権の算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会（社外取締役：3名）から、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、本新株予約権の払込金額も赤坂国際会計によって算出された評価額と同額とされていることから、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を得ております。

(別紙)

K u d a n株式会社
第 17 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
K u d a n株式会社第 17 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 3,632,000 円
3. 申込期日
2024 年 1 月 10 日
4. 割当日及び払込期日
2024 年 1 月 10 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社 (以下「割当先」という。) に全ての
本新株予約権を割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,600,000 株とする (本新株
予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、
本項第 (2) 号乃至第 (4) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株
式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) を行う場
合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り
捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第 (2) 号に定義する。以下同じ。) の調整を行う
場合 (但し、株式分割等を原因とする場合を除く。) には、割当株式数は次の算式により調整され
る。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ
行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価
額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第 (2)
号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日と
する。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新
株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並
びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書
面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始
日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

16,000 個

8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 227 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,183 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第 17 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 94%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。）に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 710 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 時価（本項第(4)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本項第(2)号①乃至④の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①乃至④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2024年1月10日から2027年1月9日まで（以下「行使期間」という。）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得事由
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2024年1月10日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (4) 当社は、行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の

結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を基礎として、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、1,183円とした。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役CEOに一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上